



かわもかわ

暑中お見舞い申し上げます

UNIVERSITÄT
WROCLAW

Richtung
Fahrer stellen
verboten

相撲と女人禁制

土俵に上がった女性看護師

平成三〇年四月に舞鶴市で開かれた大相撲春巡業で、土俵上で挨拶中の市長がくも膜下出血で倒れ、これを見て土俵上に駆け上がった観客の女性看護師が救命処置を施したという出来事がありました。その救命措置の最中に、「女性は土俵から下りて下さい」と行司が場内アナウンスしたことが物議を醸したのです。寄せられた市民の声の殆どは、「人命と女人禁制のどちらが大切なのか」として相撲協会の体質を非難するものでした。女性の上がった土俵にその後大量の塩が撒かれたことも市民の怒りに油を注ぎました。

昭和五八年に小学生の「わんぱく相撲」の東京都荒川区予選で優勝した小学五年の女子が国技館で開かれる決勝に出場することを日本相撲協会が拒否したことがあります。

平成二年に森山真弓官房長官が本場所の総理大臣賞を土俵上で優勝力士に手渡ししたいと申し入れたが日本相撲協会に断られました。

平成一二年に大阪市で開かれた春場所、太田房江知事が表彰式で府知事賞を優勝力士に土俵上で手渡そうとした時も日本相撲協会に断られました。

「土俵に女性が上ってはいけないというのは日本古来の伝統である」というのが日本相撲協会の公式見解ですが、はたしてそ

うなのでしょうか。

女人相撲

日本書紀の雄略天皇の件(くだり)に、「自分の腕に奢る木工職人が石を台にして斧で巧みに木を削っているのを見た天皇が、采女に着物を脱がせ禪を締めさせて相撲をとらせたところ、それに気をとられた職人が斧を台にぶつけて傷つけてしまった」という記述があり、古代から女人相撲が行われていたことをうかがわせます。

室町時代の文献に比丘尼(尼僧)が勧進相撲に出場したことが書かれており、江戸時代には女相撲や女性と盲人の相撲などが見世物として行われました。

神道との関わり

相撲協会は、女人禁制の伝統の理由として、相撲が神道と関わりが深いことを挙げていますので、これを見ていきたいと思えます。

日本書紀に、垂仁天皇が能見宿祢(のみのすくね)と当麻蹶速(たいまのけはや)に相撲をとらせたという記述があります。この相撲に物事の吉凶を占う意味があったとすると、相撲の勝敗の結果に神意を見る神判のようなものであった可能性があります。

わが国では五穀豊穡を願って、舞楽、流

鏑馬、競馬(くらべうま)とともに相撲が昔から行われてきました。古い例では、聖武天皇の時代に諸国が凶作に見舞われ、天皇が伊勢神宮をはじめとする神社に神明加護の祈願を行ったところ翌年豊作になったので、諸社で相撲を奉納するようになったといわれます。

奉納相撲では、二者のどちらが勝つかにより五穀豊穡や豊漁を占うので、そのために勝負の多くは一勝一敗で終わることになっています。愛媛県大三島の一人角力の神事では、一人が稲の霊と相撲して霊が勝つと豊作となるため人が常に負けることになっています。このように相撲が古くから神道と関係があることは確かです。土俵に塩を撒く、柏手を打つ、四股を踏むなどは神道に由来する所作です。

しかし、女人禁制は神道と関係があるのでしょうか。天照大神は女神です。天の岩戸の神話にも女神が出てきます。伊勢神宮や賀茂神社の斎宮は皇女がなりまします。神道は決して女人を避けていたとは言えません。

ただ、神道には「穢れ」の思想があります。神道は、血や死を「穢れ」として忌み嫌います。しかし、女性そのものを「穢れ」とするものではありません。大峰山は女人

弁護士

坂元 和夫
Kazuo Sakamoto

スウェーデン訪問記

スケジュールの概要

六月一〇日(日)から一七日(日)まで、日本弁護士連合会の調査で、スウェーデンを一〇年ぶりに訪問しました。今回は、一〇月に青森で開かれる第六一回人権擁護大会で「若者の貧困」をテーマとした分科会が開かれ、その海外調査の一環としての訪問です。僅か一週間の調査でしたが、多様な方々との交流、対話ができました。

民主主義とは何か

もともと、今回の調査は、社会保障の状況と「若者の貧困」対策の調査を目指していたのですが、最も印象的だったのは、民主主義とは何かということでした。スウェーデンでは、子どもから、一人一人が主人公であり、社会は、市民の対話と連帯の中で作り出されて行くものだということが徹底して教えられています。政治に関心を持ち、参加することは、市民の当然の権利であり、義務でもあります。また、税制についても、市民が関心を持ち、議論し、作りあげていくものです。社会保障制度も、市民が作りだすのです。

ですから、問題は、制度の議論以前の民主主義の到達度にあるのです。

私たちは、日本では、「若者の貧困対策」がいかに不十分であるか、どのような制度、対策が取らなければならないかを議論してきましたが、「若者の施策」として、私たちが考えなければならぬことは、まず、若者自身の政策決定への参加と主体的行動の保障だったようです。



(国会議事堂にて)

教育の重要性

また、民主主義を支えるのは、教育であり、スウェーデンでは、就学前教育、義務教育さらに高等教育の無償化などで、「どのような家に生まれたかによって受けることのできる教育に差があってはならない」という理念が徹底されています。奨学金は、現在、国内四万人、国外三万人が利用し、これまで利用した人の割合は、国民の約五分の一に及び、金額も、大学生で月額一万二〇二〇クローネ(二四万三三六〇円)。そのうち、三分の二がローン、三分の一が給付金ということでした。ローンの利率は、年〇.一三%ですから、返済に苦労するということもほとんどありません。また、学校では、一三歳から一八歳の中学・高校生に、政治への関心を持ち、選挙の持つ意味を考えるための模擬選挙である学校選挙が広く行われていました。民主主義を教えることこそが、教育の役割だということをも再三聞きました。

- 6月10日(日) 午前 関西空港出発
- 午後 Helsinkiを経てStockholm着
- 11日(月) 午前 Kommunal労働組合
- 午後 地方自治体連合(SKI)
- 学校選挙本部(Skolval 2018)
- 若者のための余暇センター
- 12日(火) 午前 中央学習補助委員会(SKI)
- 午後 社会保険庁(Försäkringskassan)
- 国会内にて社会民主党の議員と懇談
- 夜 津富宏静岡県立大学教授
- 若者エンバフワメント委員会(YEC)の学生らと懇談
- 13日(水) 午前 Uppsala市に移動 ウプサラ新聞社
- 午後 Uppsala市内散策
- 14日(木) 午前 Uppsala市指導戦略部門
- 午後 児童福祉施設、市社会サービス局
- 15日(金) 午前 Heby市に移動 私立幼稚園
- 午後 Apotea社 移住市長
- 産業担当者懇談
- 16日(土) 午前 Uppsala市からStockholmへ
- 午後 Helsinkiを経て
- 17日(日) 午前 関西空港着

「普遍主義」による社会保障

社会保障については、やはり「普遍主義」でした。「誰もが負担者であり誰もが受益者である」「社会保障給付は、選別された一部の人のみならずされるものではない」という考え方は、「悲しみの分かち合い」(オムソリー)というスウェーデン社会の理念に基づくものだと思います。一見似ているように見える日本の「共助」とは、国家責任のもと制度として運用されていること、権利性が確立していることなどで、本質的に違います。しかも、普遍主義と累進課税の強化とは矛盾せず、当事者参加、透明性の確保が確立しているのですから、その差は大きいです。

日本にどう生かすか

スウェーデンと日本とは、歴史も社会的背景も違うので、日本にはあてはまらないとよく言われます。しかし、スウェーデン在住の訓覇法子元日本福祉大学教授は、大切なことは日本での変革を諦めないことだと強調されています。私たちも、本気で、スウェーデンモデルの実現を目指さなければなりません。



(夜のウプサラ大聖堂)



弁護士

尾藤 廣喜
Hiroki Bitoh

謝罪の意義

謝罪会見の白々しさ

最近、政治家、企業、芸能人などが謝罪会見で深々と頭を下げる姿をよく目にしますが、どれも誠意が伝わっているとは言いがたいように思えます。謝罪したのだから追及は終わりにして下さいという下心が透けて見えます。日本大学アメフト部の当時の監督、コーチの会見などは、会見の内容の方が問題の悪質タックルより物議を醸しました。

被害者にとつての謝罪の重要性

被害者にとつては、加害者からの誠意ある謝罪が大きな意味を持つといわれています。被害に苦しんでいるということを加害者や世間によって理解されること、加害者が悔い改めていることを知ることは、被害者の尊厳を回復する第一歩であり、それが加害者に対する救しにつながっていくといわれています。

不法行為による損害賠償裁判での和解交渉の場面では、被害者が加害者に対して謝罪を和解調書に記載することを要求することがあります。しかし、特殊の事件を除き、裁判官は加害者に謝罪を求むよう求めることはしません。それは、謝罪を要求することは加害者の思想、良心の自由を侵害するおそれがあるという考えによることもあるかもしれませんが、裁判で求められるものは金銭賠償しかないという割り切った考え方による部分が大いでしょう。あるいは、法律家全体が謝罪というものの持つ重要性についての理解が十分ではないためかもしれません。

謝罪推奨への転換

法律家は往々にして裁判への影響を危惧して、

何かの事故を起こした当事者に対して拙速に謝罪することを極力避けるようにアドバイスしてきました。

アメリカでは、過失で交通事故を起こした場合でも加害者は謝罪しないのが当たり前と言われたものでした。連邦証拠規則八〇三条には、事件直後の発言や興奮状態での発言(衝動的発言)は伝聞証拠法則によって排除されることとはないと定められているので、事故直後に当事者が謝罪したという事実は、裁判において証拠として採用することができることとされていることから、弁護士は依頼者に対して、謝罪しないようにアドバイスするわけです。しかし、そのことが却って紛争を悪化させ、訴訟を誘発することになっていました。何より、当事者に落ち度があっても謝罪しないという道徳の荒廃を招いたのです。

そこでアメリカでは多くの州でアームソリー法とかアポロジ法と呼ばれる法律が制定されています。ある州では、謝罪の言葉は不利には扱わないが、落ち度を認める言葉は証拠排除しないとしたり、別の州では、謝罪の言葉を区別しないで全て証拠から排除したり、医療事故事件に限って証拠から排除するなどしています。

医療の世界での謝罪

医療の世界では、昔は謝罪はしてはいけないという教育がされてきましたが、アメリカのいくつかの病院が「真実説明・謝罪方針」を導入した結果、医療訴訟や示談の件数が半分以下に減少し、賠償額が三分の一以下に、紛争処理時間が半分に減少したという報告があるそうです。

実践者は、重要なことは頭の下げ方の方法ではなく、心の問題であるとしています。ハーバード大学病院は、二〇〇五年に「本当のことを話して、謝りましょう」というタイトルの「真実説明・謝罪マニュアル」を作り、改善を重ねて同病院で使用しているとのことです。

現代における謝罪

最近出されたクレーム対策本でも、クレームを受けたら、まずは謝罪しましょうというアドバイスが書かれています。ただし、この場合、責任の有無を見極めて、それに見合う謝罪にしなければなりません。被害に対する共感的謝罪と責任承認謝罪を区別しなければなりません。

日本の裁判では、裁判官は、当事者が謝罪したということだけをもって過失や責任を認める証拠や根拠にはしません。もちろん微妙なケースでの判断や和解交渉においては影響がないとは言いませんが。

こうしてみると、現代において謝罪は、紛争の悪化を防ぎ、早期により良い形で紛争を解決するために有益であると積極的に評価されています。しかし、この謝罪を効果のあるものとするためには、真実の説明、再発防止の決意をセットですることが重要です。つまりは心に基づいていなければならないということです。

冒頭のテレビでの謝罪会見が白々しく映るのは、真の意味での謝罪ではないからでしょう。

弁護士



山崎 浩一

Koichi Yamazaki

「負動産」

最近、不動産ならぬ「負動産」という言葉をよく見聞きするようになりました。バブル時代にはもてはやされた不動産ですが、今やマイナスの財産として意識されることも増えてきたようです。その大きな原因は、わが国の人口の減少、高齢化の進行にあると思います。人口が減少していくと行政サービス、商業施設等が立ち行かなくなつてそのような地域から生活の利便、就業先のある都心部に少ない人口が集中し、人の居住しない地域が拡大していくという流れとなつていくわけです。以前は、農村部、山間部といった地域が問題とされていたのですが、現在ではそれが郊外のかつて「ニュータウン」などと呼ばれていた住宅地域に広がつてきています。将来的には、現在どんな建築されている都心部のタワーマンションにも広がるのが予測されます。不動産を人が使わなくなれば、当然のこととして建物は朽廃していき、土地は荒地地と化して、社会経済上も、治安上も由々しい問題となります。長期的にもこのことを考え、対策を打ち出して実行していくという体質のないわが国の政治社会においても、ようやく「負動産」対策を検討しにかかったようですが、新聞報道によれば、災害で危険になった土地等に限定するような方向ともいわれており、これでは対象があまりに小さく解決にはならないでしょう。

★ 弁護士の仕事においても、最近相続を巡る相談がとみに増えているような印象を持っていますが、その中で、財産をいわば取り合う古典的なパターンのほか、特に自ら使用できない、他人も利用しない、処分もできないという地方あるいは郊外の土地等が「負動産」となり、これを押しつけ合うというパターンをしばしば見受けられます。このような「負動産」の処理が難しいのは、わが国の法制度で土地所有権の放棄が認められていないということにあります。

★ 誰もその土地はいらないうことであれば、安くても売ってお金に換えて分けるというのが不動産の分け方の定番でしたが、「負動産」となった不動産は安くても買い手がいないわけです。この方法は使えません。誰かに贈与する、特に国や地方自治体に寄付するという方法もあるわけですが、贈与にせよ寄付にせよ相手方には断る自由がありますから、これも簡単にはいきません。不動産の維持管理には費用がかかる上、維持管理の仕方が悪く、土砂災害を引き起こしたりすれば損害賠償責任も発生しますから、そのようなお荷物のもらい手はいないわけです。

相続の場合は、相続放棄という手段がありますが、これを使うためには全財産を放棄しなければならず、一部のみ放棄することはできません。そこで、「負動産」を除いた財産を生前贈与した後相続放棄するという手段もあり得ますが、贈与税が余分にかかることでもあり、そこまでして「負動産」の処理に努力するというのも現実には余りありそうなことでもありません。しかも、相続放棄してもそれで「負動産」から無罪放免されるわけではなく、「相続の放棄をした者は、その放棄によつて相続人となつた者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同様の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない。」(民法九四〇条一項)ので、厄介です。

★ したがつて、この問題を解決するためには立法によるほかにないのですが、私有財産の管理問題の解決に税金を投入することなどとの関係で、その調整には難しいところがあります。しかし、このまま放置するわけにはいきません。



弁護士

 鋤田 則仁
 Norihito Kuwata

大阪北部地震を経験して

★ 地震があつた六月一八日早朝、私は、事務所まで一人、パソコンに向かつていました。地震の最中の状態を振り返ると、感覚が研ぎ澄まされて覚醒し、今、この瞬間何をすべきか、次に何ができるのか、様々な最悪のシナリオを想定しながら猛スピードで考えを巡らせていたように思います。しかし、あれこれと考えても、いきつく結論は「自然の脅威の前では、人間は無力である。」というシンプルなもの。自宅の家族のことを考え、しかし考えた分だけ手詰まり感が強まり、圧倒され、私は戦慄しました。この間、地震発生から数秒程度でした。

★ 揺れが収まって、机の下から這い出した私は、自宅へ電話して家族の安全を確認し、ネットの地震情報を見ました。焦りに震える指でのスマホ操作はもどかしく感じましたが、情報にアクセスできるありがたみを痛感しました。妻との電話では、最低限、全ての連絡手段が途切れた場合の待機場所を確認し、いったん電話を切りました。そのうちに事務員や同僚弁護士が、一人、二人と出勤してきて安堵しました。「すごかったですね。」「外はどうなっているんですか。」などと声をかけながら、私は何もかも終わったことにして

安心したい、そんな思いに駆られていました。

★ もっとも、しばらく話すうちに、同僚たちの話しぶりには深刻さが欠けていることに気づきました。なるほど、同じ京都市内で、同じ揺れのなかに置かれていても、個々人が体感した恐怖感は、周囲の状況によって全く違っていたのかもしれない、と思ひ至りました。私の場合は、オフィスビルの七階に一人であったことや家族構成など、個人的ないくつかの条件が重なり、瞬間的に生じた極度の無力感が内心に強く作用したように思います。大げさな人かのように思われるのも面倒なので、そこからは自分の動揺を話すことをやめました。余震のたびに神経が逆なでされるような戦慄が甦り、定例会議で災害対策の議題となると動悸がする、などなど、自分でも不思議な身体反応が続いていましたが、平常を装いました。

★ ちょうど、事件対応の関係で、PTSDの症状一般について調査をしていた最中の体験でしたので、自分の身体反応の推移は興味深い観察対象となりました。人間の心の作用というのは不思議な

もので、専門の精神科医であつても「なぜそんな反応や行動をしたの?」と驚くことが多く、何人もの被害者と接するなかで徐々に理解を深める「ものだそうです。例えば、極度の危険を察知したときに不動反射や(動きをやめ、目をこらし、耳を澄ます)、擬死反応(死んだふり)をする本能は、人間にも備わっています。しかし、過去の判決では、犯罪の現場で被害者が抵抗せず逃げようとしなかったとして被害事実を認めず、専門家から批判されたものもあるようです。内心に大きな傷を負った被害者が表面上は「冷静」を装い、いつもの仕事の予定を淡々とこなすようなことはよくあるそうで、適切な知識がないと被害を過小評価してしまいかねません。

★ 地震から約一か月が経過し、私の気持ちは平常に戻りました。地震の最中での極度の冷静さ、無力感からの戦慄、体験を共有しあえない孤独感、忘却の欲求など、PTSDのなかで生じうるとされる状況を、わずかばかり疑似体験し、感覚的な理解を得る貴重な機会になったように思います。



弁護士

富増 四季
Shiki Tomimasu

ドイツに行ってきました

ドイツに行ってきました。移動も含めて六日間と短めの旅程でしたが、非常に楽しい旅でした。

まずはハイデルベルクを訪れました。ここは、歴史的な街並みをたたえた大学の街です(今号の表紙はハイデルベルク大学図書館です)。朝早い日曜日で学生はほとんどいませんでしたが、比喻ではなく街全体がキャンパスであり、学生は授業から授業へ自転車に乗って街中を移動するそうです。

次に訪れたのは、ローエンツォレン城。プロイセン王家のローエンツォレン家発祥の地の城です。場内を歩いてみると、地元の子供たちを招待したイベントを開催していたようで、紙製の騎士兜を被った子供たちが走り回っていました。スロープを上りきって城内に入ると豪華な応接の間や少し落ち着いた、しかし洗練された居住空間を見ることができません。宝物庫の展示は騎士甲冑や当時のアクセサリー類、そして豪華な王冠など充実した内容でした。



翌日はシンデレラ城のモデルとなったというノイシュヴァンシュタイン城へ。あいにくの霧で遠くからの姿は見られませんが、近づいてくるにつれて見えだした城の姿はまさにお伽の国の城といった趣です。それもそ

のはず、この城は実用のために建てられたものではなく、一九世紀後半になって時のバイエルン王ルートヴィヒ二世が理想の世界を顕現しようと建造したものだということです。王が心酔していたワーグナーの作品のモチーフが随所に見られ、ローエンツォレン城とは異なる絢爛たる世界が広がっていました。

その後はローテンブルクへ。この街は中世の街並みそのまま残る貴重な街です。注意深く見ると新しく建てられた建物も混在しているのですが、徹底して古い街並みに合わせたデザインが採用されていました。京都でもこうした街並みが少しでも多く残せるというのがいいのですが。

この街ではワイン蔵直営のレストランで白ワインと白アスパラガスを食べました。ドイツの白ワインはしっかりとした味で、肉料理ともよく合います。



そしてケルンへ。フランクフルトからICEに乗り、ケルン駅に近づくと見えてくるのは世界遺産のケルン大聖堂。駅改札を出るとすぐ目の前にあるのですが、あまりの威容に言葉を失いました。近づ

いてみれば数え切れない程の精緻な彫刻などが壁面を彩っています。大聖堂内部には荘厳な空間が広がり、気づけば一時間以上滞在していました。この大聖堂、周辺に高層建築が計画されたため一時は危機遺産に指定されてしまいました。その後、高さ規制が敷かれて指定が解除され、景観規制の意義が示されたということです。

大聖堂の後は、気ままに散策してケルンシュピールを飲み歩きました。街並みは新しい建物と古い建物が混在していて、姉妹都市である京都の街並みを思い出し親近感を覚えます(しかし、大聖堂も街並みも戦争の災禍からの復元を経て現在の姿があるとのことでした)。



最終日はフランクフルトで買い物をするつ、最後のドイツの食事を堪能。ドイツ料理は一品のボリュームが多く、しっかりと美味しいものが多かったです。

そして、旅行中に接した現地の方は例外なく親切で良い思い出ばかりでした。帰国する頃には妻共々すっかりドイツ虜になりました。

弁護士

齋藤 亮介
Ryosuke Saito

災害への備え(罹災証明書とは?)

★ 地震に対する世間の注目が高まったこともあるのかもしれませんが、東日本大震災以降、二〇一六年四月の熊本地震をはじめ、大きな被害をもたらす大地震が多数発生しています。

★ つい先日には、大阪府北部を震源とするマグニチュード(M)6.1の地震が発生し、大きな被害が出ました。私は当時、京都市内の自宅にいたのですが、余り経験したことのないような地鳴りのような響きと強い揺れを感じ、恐怖を覚えました。いざ揺れ始めると、慌てて思考が停止してしまい、何もできないままに揺れがおさまるのを待っている状態になってしまいました。

★ 近畿地方では、M8〜9級と想定される南海トラフ地震の近い将来の発生が警戒されています(政府の地震調査委員会によれば、三〇年以内の発生確率が七〇〜八〇パーセントと言われています。)が、それ以外の地震であっても、M6クラスの地震はいつどこで発生してもおかしくないそうです。東日本大震災以降の地震は、近畿地方以外の地域が多く、なかなか実感を伴わない部分があったのも事実です。地震災害を十分に警戒し、備えをしておくことの大切さを改めて痛感しました。

★ さて、地震災害への備えと言っても、様々な

ものがあります。防災用品の整備や避難場所の確認といったものは必須の備えといえますが、実際に被災してしまつたらどのような制度の下、どのようなサービスが受けられるのかといった知識の備えも大切でしょう。そこで、よく耳にはするものの、詳細は意外に知られていない『罹災(り災)証明書』について、簡単に紹介したいと思えます。

罹災証明書とは、災害により被災した住家について、その被害の有無や程度を市町村が証明したものです。かねてより災害発生時に被災者に交付されてきたものですが、平成二五年に災害対策基本法が改正され、法律上も明確に位置付けられました。罹災証明書は、義援金や被災者生活再建支援金の給付、税金や公共料金の減免、猶予、住宅資金の融資といった各種の被災者支援策適用の判断材料として幅広く活用されているため、被災者にとつて重要な意義を持っています。

罹災証明書の交付申請を市町村に対して行うと、役所から現地に調査員が派遣されて調査がされます。建物損壊の規模に応じて、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊の四区分で被害の程度が認定(被害認定)されて、罹災証明書に記載されます。申請から現地調査までにはある程度時間がかかりますので、それまでに急ぎの修理等をする場合は、写真を撮って領収書を残しておくといった

措置が必要です。

また、個々の災害や自治体によっても異なるのですが、原則として被災から一か月以内に申請すべきとされていることに注意が必要です。この認定に不服がある場合には不服の申立ができます。

★ なお、この住家の被害認定と混同されやすいのが、応急危険度判定というものです。これは、役所から調査員が現地調査に来るといふ点では同じなのですが、あくまでも二次災害を防止するため、当該物件が当面使用できるか否かを決めるために行われます。ニュース映像等で家に「要注意」と書かれた黄色い紙や、「危険」と書かれた赤い紙が貼られているのを目にしますが、これが応急危険度判定です。応急危険度判定は、災害発生直後に行われ、判定の結果は、ほとんどの被害認定の調査の参考にできるとされていますが、あくまでも別の目的・手続であることに注意が必要です。

以上、簡単に罹災証明書について説明をしてみました。自治体により多少運用や呼び名は異なっています。また、実際に大規模な災害が発生すると、行政から詳しい案内がされることが通常ですので、その情報をきちんと把握することが肝要です。

弁護士



鎌田 透
Toru Kuwata

津地方裁判所での経験

初めまして。本年四月より、鴨川法律事務所に入所致しました渡邊遥香です。弊所に入所前は、裁判官をしておりました。

★
ここで、初めての「かもがわ」のテーマとして、簡単な自己紹介も兼ねて、初任地津地方裁判所で仕事をする中で感じたことについてお話致します。

★
私は津地裁の刑事部に三年弱在籍しました。

二年目以降は、民事部と兼任していたため、刑事事件の事件数は少なかったものの、在籍中、様々な事件を担当しました。その中でも印象に残っているのは、やはり裁判員裁判です。私の裁判員裁判デビューは任官して三か月程経って実施された殺人事件でした。裁判員と同じ、若しくはそれ以上に緊張していたことを覚えています。裁判員裁判における左陪席の仕事は、公判審理の準備や判決起案も当然ですが、裁判員とのコミュニケーションもとても大切な仕事です。裁判員と話をしている気になったのは、裁判員裁判に対する誤った認識を前提に、裁判員になることに消極的な人が多かったことです。法律の知識がないから裁判員には適さないと思う、裁判員になったことは秘密であり、家族にも裁判員に選ばれたことを秘密にしなければならぬ、事件に関するニュースを見なければいけないなど、どれも正確な情報ではありません。最近、裁判員候補者の辞退率の高さが問題となつていますが、一般の方のこのような誤つ

た認識も一つの原因ではないかと思えます。事件を終えた後、裁判員と話をすると、自分の国の刑事裁判の手續、量刑の決め方、裁判官・弁護士・検察官の仕事等を知ることができてよかったなど肯定的な意見が多く聞かれます。裁判員裁判が実施されてもう九年ですが、まだ十分な理解がなされているとはいえない。裁判員裁判に携わった者として、裁判員裁判に対する正しい理解がなされ、より多くの人に関心を持つてもらいたいと思います。

★
二年目以降は、主に民事部に在籍し、左陪席として合議事件や単独で保全事件を担当しました。私の在籍していた民事部には六名の裁判官が在籍しており、いつも誰かが事件の相談をしたり、雑談をしたりするなど、賑やかな雰囲気でした。事件と関係のない雑談もありですが、初めて民事部に在籍した私にとって、部内でなされる話はとても学ぶことが多いものでした。その中でも、「事件は実際に人と人の間で起こっているから、事件の判断に直接関係ないかもしれないが、事件をより深く理解するためにも、その人がどんな人なのかなどもできる限り知りたい」と思っている」という趣旨の部長の言葉が印象に残っています。当然ですが、裁判官は当事者の主張を前提に、証拠に基づいて判断するため、人に対する印象で判決をすることはありません。様々な意見があるかもしれませんが、

ただ主張書面上の字面だけではなく、実際に人と人の間で生じている紛争をより具体的にイメージし、より良い判決を導くためには大切なことだと思います。今後主張書面を作成する立場として、適切に紛争の実態を裁判官に伝えられるよう心掛けたいと思います。

★
余談になりますが、「津あるある」も一つご紹介致します。津地裁の周辺には懇親会に適した店が少なかつたのですが、その中でよく利用したのは鰻屋です。赴任する直前に見たテレビ番組で、津市は鰻が有名で、懇親会もうなぎ屋で行われるほどだというのを見たのですが、私が赴任した時に企画していたいた歓迎会もなんと鰻屋で鰻のコース料理でした。土用の丑以外にあんなに鰻を食べたのは後にも先にも津での三年間だけと思うほど鰻を食べました。どのお店もとても美味しいので、機会があれば一度ご賞味下さい。

★
最後に、若輩者ではございますが、依頼者の皆様のお役に立てますよう、日々精進して参りますので、今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

弁護士

渡邊 遥香

Haruka Watanabe

NO
IMAGE

かもがわ講座 医療情報の利活用について

昨年に改正個人情報保護法が施行され、健康診断等の結果や医師等による診療や調剤が行われたことなどが「要配慮個人情報」と定められました。そのため、医療機関がこうした情報を第三者に提供するには、原則として患者ひとりひとりの同意が必要となりました。

個人情報保護法制により患者自身による自己情報のコントロールが尊重される反面、医療従事者等からは、医療機関の垣根を越えて医療情報を提供・共有することが容易ではなく、研究・開発が困難になるのではないかと懸念がこれまで指摘されてきました。そこで、個人情報保護法制に対応しつつ医療情報を円滑に利用できるようにするため、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（通称「次世代医療基盤法」といいます。）が制定され、本年五月一日に施行されました。

この法律に基いて、国は、高い情報セキュリティを確保し十分な技術을有する機関を認定します（「認定事業

者」といいます。）。医療機関は、あらかじめ患者に対して認定事業者へ情報提供することを通知し、その患者が拒否をしない場合は、認定事業者に対し医療情報を提供することができるようになります。認定事業者は、提供を受けた医療情報を匿名加工して医療機関や研究機関、製薬会社等にデータベースなどの形で提供することができます。これにより、匿名加工した医療情報を利用した研究・開発が推進されることとなります。

このほかにも、現在、医療分野のデータ利用についてはさかんに議論がなされており、厚生労働省は健康・医療・介護分野のデータを一元化したプラットフォームの稼働を目指しているとのこと。医学の進歩のためには医療情報を活用した研究・開発は不可欠であることは確かですが、他方で医療情報はもともと秘匿性の高い個人情報のひとつです。プライバシーへ十分な配慮をしつつ適切な方法で情報の利活用がなされる社会基盤が整備されることが期待されます。